

令和2年4月17日

保護者及び生徒の皆さんへ

宮崎県立妻高等学校
校長 高橋 哲郎

コロナウィルス感染症による臨時休校措置について

すでにご承知のとおり、コロナウィルス感染症への対応として政府より緊急事態宣言が発出されました。このことをうけて、県立学校においても4月21日（火）から5月6日（水）までの間、臨時休校の措置をとることになりました。

つきましては、4月20日（月）は通常どおり登校し、自宅待機期間の課題や過ごし方などを指示し、早めに放課させますのでよろしくお願いいたします。なお、20日にやむを得ず登校できない場合は、担任に連絡をしてください。

今回の対応は、生徒の皆さんの安全を守るためのものであり、通常の長期休業とは全く主旨の違うものであることは言うまでもありません。したがって、この期間を自宅待機としますが不要不急の外出や大規模なイベント、人の集まる場所など感染の恐れがある場所への立ち入りがないようしっかり生活してください。

なお、下記に示す内容以外は、後日連絡するとともに、学校のホームページを常に閲覧するようにしておいてください。

記

- 1 今後の連絡等・・・①各クラスの連絡網等
②妻高等学校ホームページを定期的に見ること。
- 2 部活動について・・・部活動は中止する
- 3 4月20日の日程・・・①通常通り登校（朝課外中止）
②1限目LHR（課題等の配布・指示、休業中の心得など）
③11：00までに下校（スクールバス11：00出発）
※スクールバスの生徒は課外のない日の運行時間（7：50学校到着）で走りますので、時間に遅れないよう停留所に待つておくこと。
- 4 その他
①西都寮の生徒は生徒指導部より指示いたします。
②英検の受験申し込みは4月20日（月）終礼後すぐに実施します。この日だけしか申し込みできませんので、忘れないように準備してください。

※本日、授業料・学校納付金の文書も併せて配布しています。